平成２２年（フ）第１１３号
東京都町田市真光寺町192番地１
債務者　三浦　康裕
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１４号
東京都町田市真光寺町192番地１
債務者　三浦　綾子
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２０２号
東京都町田市木曽東１丁目３番Ｃ４―302号
債務者　鈴木やす子
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２７号
静岡県富士市松岡1134番地の８　サンコーポ松岡415号
債務者　小田切みどり
１　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月22日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第８６４号
静岡県焼津市小柳津555番地　ハイユニメントＡ201号室、前住所東京都品川区小山台１丁目７番12号
債務者　満塩　雄一
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９１８号
静岡市駿河区中島2908番地コーポおくしおＡ―202号、前住所静岡市駿河区下川原３丁目18番18号
債務者　四ノ宮三紀枝
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９５０号
静岡県焼津市栄町５丁目８番２号、前住所静岡県焼津市大村新田145番地の１
債務者　山﨑勇二郎
１　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第５６２号
静岡市駿河区池田276番地の２
破産者　プラウド・ザ・ハウス株式会社
１　決定年月日　平成22年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３５号
岩手県花巻市上町４番８号
破産者　有限会社コンドウ
１　決定年月日　平成22年２月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第１６４号
福島県郡山市安積２丁目287番地
破産者　株式会社サンアイ
１　決定年月日　平成22年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２０年（フ）第２９１号
三重県四日市市安島１丁目６番14号
破産者　株式会社ウエルネット本社
１　決定年月日　平成22年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１６６号
三重県桑名市長島町福豊920番地の１
破産者　株式会社メック
１　決定年月日　平成22年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１６７号
三重県桑名市長島町福豊920番地１
破産者　水谷　貞夫
１　決定年月日　平成22年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２６２号
三重県四日市市天カ須賀４丁目６番６号　フレグランスオオクラ101号室
破産者　小島　政美
１　決定年月日　平成22年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２８５号
三重県四日市市大字東阿倉川385番地11
破産者　有限会社大岡建設
１　決定年月日　平成22年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２８６号
三重県四日市市大字東阿倉川385番地11
破産者　松山　南圭
１　決定年月日　平成22年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１５４号
香川県高松市多肥上町428番地３
破産者　有限会社ミゾブチ
１　決定年月日　平成22年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３９６号
香川県丸亀市綾歌町富熊1746番地２
破産者　有限会社ｎａｓ
１　決定年月日　平成22年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係